

令和4年12月16日  
大阪府都市整備部

建設工事請負契約における単品スライド条項の運用について

大阪府では、下記のとおり、単品スライド条項（建設工事請負契約書第 25 条第 5 項）を令和4年12月6日から運用することとしましたので、お知らせします。

また、都市整備部における運用についても下記のとおりとしますので併せてお知らせします。

記

1. 大阪府の運用について（ホームページへのリンク）

1) お知らせ文

([https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34578/00312993/03\\_041206\\_tanpin-syutibunn.pdf](https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34578/00312993/03_041206_tanpin-syutibunn.pdf))

2) 運用マニュアル

([https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34578/00312993/02-1\\_041206\\_tanpin-unyoumanyuaru.pdf](https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34578/00312993/02-1_041206_tanpin-unyoumanyuaru.pdf))

※その他スライド条項全般については総務部契約局のホームページをご参照ください。

([https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku\\_2/e-nyuusatsu/e-kensetsu-slidejoko.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/e-kensetsu-slidejoko.html))

2. 都市整備部の運用について

個別案件の具体的な内容については、契約書に記載の各発注機関にお問合せください。

以上

○問合せ先

大阪府都市整備部事業調整室

技術管理課技術力強化グループ

代表 06-6941-0351（内線 2962）